令和２年（ヨ）第３５号　四国電力伊方原発３号炉運転差止仮処分申立事件

債権者　山口裕子　外６名

債務者　四国電力株式会社

裁判所からの釈明への回答

２０２０年９月８日

広島地方裁判所第４民事部御中

債権者ら代理人　弁護士　河　合　弘　之

胡　田　敢

債権者らは、裁判所からの「訴権の濫用、信義則違反の争点について」の釈明に対して、次のように回答する。

１．事実関係の整理として

⑴の先行事件との関連、疎明資料の予定について

債権者らの耐震性に関する主張の骨子は以下のとおりである。

⑴　原発の過酷事故のもたらす被害は極めて甚大である。

⑵　したがって、原発には高度の安全性が求められる。

⑶　高度の安全性とは事故発生確率が極めて低いことを指す。

⑷　地震大国である我が国において、安全三原則（「止める」「冷やす」「閉じ込める」）が求められている原発で事故発生確率が極めて低いとは、原発に高度の耐震性があるということにほかならない。

⑸　仮に、原発に高度の耐震性がないとするならば、それを正当化できる確たる根拠を要する。

⑹　しかるに、伊方原発の耐震性は極めて低水準であり、それを正当化できる確たる根拠もない。

債権者らは、上記(1)ないし(5)のいずれもがシンプルで、理性的・論理的帰結であるがゆえに反論はできないと思っている。もし、(1)ないし(5)の論理のどこかに腑に落ちないところがあれば、債務者においてその理由を示した上、指摘していただきたい。債権者らの上記主張の骨子は既に申立書１０２頁に明示しており、そこでも債権者らは債務者に対して(1)ないし(5)の論理に腑に落ちないところがあれば、その理由を示した上、指摘してほしいと主張しているにもかかわらず、債務者はこれに応じていないので、本書面でも再び認否を求める。

上記(6)に関し、現在の原発の耐震性の設定、すなわち基準地震動の設定は、強震動予測という学問を基礎にしている。その強震動予測による基準地震動策定の正当性、合理性を論じるに当たっては、原発の耐震性すなわち基準地震動が我が国で観測された地震動の中で高水準であるか低水準であるかは極めて重要である。なぜなら、原発の基準地震動が高い水準にあるとするならば、社会的に当然に求められるべき原発の高い耐震性の正当性が強震動予測という学問によって学術的にも補強されているという評価が可能となる。逆に、原発の基準地震動が低水準であるとするならば、この社会的には到底受け容れがたい事実を受け容れざるを得ないというほどに、説得的で確固たるものが強震動予測という学問に求められることになるからである。このように、基準地震動の水準如何によって強震動予測の持つ意味合いは大きく異なることになる。

ところが、先行事件を含む従前の裁判においては、基準地震動が我が国で観測された地震動の中で高水準であるのか低水準であるのかの主張立証を経ることなく、いきなりと言ってよいほど、強震動予測の技術的、学問的論争に入っていた。そして、その論争は、現在の規制基準が強震動予測という学問的成果を取り入れて基準地震動を定めていることの是非についてではなく、強震動予測という学問の範疇でどの説が正当かどうか等に力点を置いていた。

伊方最高裁判決の示した法理を人格権に基づく差止め訴訟にも適用するとした場合、その判決要旨に従えば、裁判所は①規制基準自体に合理性があるのかどうかの判断と②原発の施設や敷地が規制基準に適合しているという規制委員会の判断に合理性があるかどうかの二つの判断をする権能と責任を負うことになるが、当事者双方の主張は後者の規制委員会の判断に合理性があるかどうかに係る主張立証に重きを置いていた。その結果、当事者間の論争は現実の社会的事実から遊離した学術、技術論争を巡っての空中戦の様相を呈するようになった。強震動予測は推測と解析を中心とする学問であることから、地震学における推測と解析の正当性を検証する作業、例えば、電力会社及び規制委員会が採用する震源モデルは正しいかどうか、このレシピではなくあのレシピをとか、使用するパラメータはこれが正しいかどうか等の著しく困難な判断を裁判所に強いていた。活断層が原発敷地又はその周辺にあるかどうかというような比較的単純に思える問題においてさえ、問題となる断層が地震によって生じたものかどうか、地震によるものだとしてもその活動時期は何万年前のものであったか、それがどのように走行しているか、その調査が技術的になすべきことを尽くしていたのかどうかという専門性の高い判断を裁判所は強いられることになっていた。

本裁判において債権者らは、そのような著しく困難で高度の科学技術論争を持ち出するつもりはない。債権者らは、観測データという客観的事実を重視する科学的で法律家でも容易に検証することができる手法によって、伊方原発の基準地震動が今までの地震記録等に照らし低水準であること、強震動予測はこの社会的に到底許容できない事実を正当化できるような確固たるものをおよそ持ち合わせていないことを中心に主張立証することになる。

したがって、疎明資料の中心も、今までの地震の観測記録及び強震動予測が社会的に許容できない耐震性の低さを正当化できるような確固たるものを備えていないどころか、極めて不安定な地震予測の仕組みであることに関す

るものとなる。

⑴の地震以外の争点、先行事件との違いについて

ご指摘のとおり、債権者らの主張の中心は耐震性の問題であるが、①上記⑴ないし⑹の論理の出発点として福島原発事故がいかに幸運に恵まれた事故であったかを更に疎明する（申立書には４号機の使用済み核燃料の冷却が継続できたことが奇跡的な幸運であったことを記述したがそれ以外にも幾多の奇跡があった。）。また、債権者らの健康被害にかかる具体的危険性をつまびらかにするために放射線被ばくの危険性について論じることになる。

他方、申立書で指摘していた①使用済み核燃料の危険性（申立書１５頁）、②プルサーマル炉の危険性（申立書１５頁）、③放射能災害避難の違法性（申立書９１頁）、④火山事象の危険性（申立書９５頁）は、現時点ではいずれも主張するつもりはない。

先行第１事件（御庁平成２８年（ヨ）第３８号、同第１０９号）との基本的な違いは、「⑴の先行事件との関連、疎明資料の予定について」の項において既に説明したところであるが、これをより具体的に明らかにするために作成したのが別紙の「広島地裁決定　争点一覧表」及び「広島高裁抗告審争点一覧表」である。広島地裁決定争点一覧表の争点４（耐震設計における重要度分類の合理性について）、争点５（使用済み燃料ピット等に係る安全性について）、争点６（地滑りと液状化現象による危険性について）、争点７（制御棒挿入にかかわる危険について）、争点８（基準津波策定の合理性について）、争点９（火山事象の影響に関する危険性について）、争点１０（シビアアクシデント対策の合理性について）、争点１１（テロリズム対策の合理性について）のいずれについても現時点で独立の争点とするつもりはないことから、争点の中心は耐震性に関する問題だけということになる。

争点２（新規制基準の合理性）については、規制委員会の専門性や独立性の問題、国際標準の確率論的リスク評価の問題等は取り上げない。それらは

いずれも無視できない問題ではあるが、規制基準の不合理性は本質的には次に述べるところにあるからである。現在の規制基準は高度の安全性を確保すべき原発の耐震設計基準、耐震補強基準となる基準地震動策定に当たって強震動予測という学問を基礎に据えれば、最大の地震動が精度高く予測できるという立場に立っている。これは近時の科学的知見（地震の予知予測を精度よくすることはできない）に反し、現在の規制基準と基本的に同様の方法で策定された基準地震動を超える地震動が過去に５回も起きているという客観的事実によってもその不合理性が裏付けられる。これが債権者らの主張の骨子であり、従前の主張とは全く異なる。なお、規制基準の合理性自体が司法判断の対象となることは伊方最高裁判決の判示するところであり、火山に関しては規制基準自体が不合理であるという裁判例も多く存する。

争点３（基準地震動策定の合理性）の〈１〉敷地ごとに震源を特定して策定する地震動（内陸地殻内地震）、〈２〉敷地ごとに震源を特定して策定する地震動（プレート間地震）、〈３〉敷地ごとに震源を特定して策定する地震動（海洋プレート内地震）、〈４〉震源を特定せず策定する地震動の各項目に挙げられた主張の多くは現在の規制基準に準拠することを前提とした上でその適用の仕方を巡っての主張である。また、その大部分の主張は地震学に対する深い造詣がない限り充分に理解できない主張であり、その意味では規制委員会の専門技術裁量が働く余地のある問題である。これらの項目に上がっている中で債権者らが本件で主張するのは、地震学の基礎知識さえあれば誰もが理解できる〈４〉イの主張、即ち震源を特定せず策定する地震動の策定に当たって債務者が収集した資料があまりにも少なくかつ恣意的であるという主張だけである。

債権者らが本件において主張するのは、債務者が複雑な行程を経て出してきた解放基盤表面で６５０ガルという加速度が我が国で過去２０年間に実際に観測された地震動の中でいかに低水準であるかということである。また、基準地震動を導く過程におけるプレート間地震、活断層に関係する地震、震

源を特定せず策定する地震動のいずれについても地震学についての深い造詣を用いるまでもなく指摘できる欠陥があることを主張する。

〈5〉年超過確率について、債権者らは債務者の主張を弾劾するが、従前の主張とは異なった観点から弾劾する。

抗告審の争点２，３に関してなされた主張も本件における主張と重なるところはない。

以上の次第で、主たる争点である耐震性にかかわる主張において、従前の主張と重なるところはほとんどないのである。

⑵の先行事件における主張可能性について

本件仮処分事件は、上記のとおり今までにないアプローチである。債権者らは、本件においては、地震学における推測と解析の正当性を検証する作業、例えば、電力会社及び規制委員会が採用する震源モデルは正しいかどうか等の著しく困難な判断を裁判所に求めることなく、我が国で現実に起きた福島原発事故を主張立証の出発点として誰でも理解でき、誰でも確信が持てる主張と立証を尽くそうと考えるに至った。

福島原発事故では、それ以前には絶対に過酷事故が起きることがないと言われていた原発が基準地震動を超える地震動と地震によってもたらされた津波によって安全三原則が破られ、過酷事故に至った。我が国の稼働中の原発はいわば停電しただけでも、あるいは断水しただけでも過酷事故に至ること、その被害は半径３０キロメートルにとどまるものではなく、半径２５０キロメートルにも及ぶものであること、更に、基準地震動を超えたという地震動も我が国では数多く発生するレベルの地震動にすぎないことが判明したのである。

この福島原発事故を出発点とした場合、

⑴　原発の過酷事故のもたらす被害は極めて甚大である。

⑵　したがって、原発には高度の安全性が求められる。

⑶　高度の安全性とは事故発生確率が極めて低いことを指す。

⑷　地震大国である我が国において、安全三原則（「止める」「冷やす」「閉じ込める」）が求められている原発で事故発生確率が極めて低いとは、原発に高度の耐震性があるということにほかならない。

⑸　仮に、原発に高度の耐震性がないとするならば、それを正当化できる確たる根拠を要するというのは極めて自然で理にかなったことがらであり、これに沿って主張立証をしようと考えるに至ったのである。

加えて、平成２９年９月に至り、政府の「中央防災会議・防災対策実行会議」の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ＷＧ」（以下「検討WG」）は、最終報告書をまとめ、中央防災会議も直ちに了承した。検討WGはその報告書の中で「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法（注：「大規模地震対策特別措置法」）に基づく現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないため、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある」（甲43号証）と述べ、地震予知は不可能と報告し、中央防災会議もこれを了承、現在「南海トラフ地震予知は不可能」とする前提で様々な対策がとられている。上記報告書では、特定のプレート型地震（東海地震ないしは南海トラフ地震）に限った地震であっても、その発生時期だけでなく、地震の発生場所や規模についても確度の高い予想ができないことが明言されており、大震法という法制度自体の改変が求められている。強震動予測に基づく基準地震動の策定に当たっては、地震発生のメカニズムが学術的に比較的判明しているプレート型地震だけでなく、地震発生のメカニズムがほとんど解明されていない多様な地震をも対象としてその発生場所や規模に関する確度の高い予想を要することになる。債権者らが上記検討WGの最終報告と中央防災会議の対応を知ったのは、先行第１事件地裁決定（御庁平成２８年（ヨ）第３８号、同第１０９号）が平成２９年３月３０日にな

された後であり、その持つ意味の重大性を債権者らが知るに至ったのは更にその後である。すなわち、強震動予測に係るいくつかの説のうち現在電力会社及び規制委員会が採用している説の正当性、合理性が問われる以前に、強震動予測という手法によって基準地震動を策定し、それに高い確度を求めること自体が不合理であることについて債権者らは大きな根拠を得たのである。債権者らは、ここに至って初めて強震動予測という手法によって基準地震動を決めることがいかに危険極まりなく不合理であるかが確信できたのである。前記のとおり、上記検討WGの最終報告は先行第１事件地裁決定の後になされたものであったし、債権者らがその持つ意味の重要性を認識したのは平成２９年１２月１３日の先行第１事件抗告審決定の後であった。

２　訴権の濫用、信義則違反の主張に対する反論について

⑴　先行事件の当事者になっていない債権者西塔文子、同山口裕子、同小田眞由美について

債務者は債権者らのウェブページの記載等を根拠として、先行事件及び本件申立ては、いずれも本案訴訟の原告団の協議の結果として申し立てられたものであり、形式的には、先行事件と異なる債権者が含まれているものの、実態としては同一主体が繰り返し申し立てていることと変わらない等と主張し、先行事件の当事者となっていない上記債権者３名についても訴権の濫用に当たると主張している。しかし、本件は人格権に基づく妨害予防請求権に基づく運転差止の仮処分であり、人格権は各個人に由来するものであるし、裁判を受ける権利も各個人に属するものであって、原告団自体には人格権も裁判を受ける権利もない。その上、債権者３名はその一人一人が本訴以上の危険（債務者からの損賠賠償請求を受ける危険性）を負うことを知りながら、それぞれ重大な決意、覚悟のもとで本件仮処分の申立てに至ったのであり、原告団の意向に従って申立てをしたというのは事実に反する無礼な主張というしかない。

先行事件の当事者となっていない債権者らの申立てが訴権の濫用、信義則違反に当たることは論理的にあり得ない。

⑵　先行事件の当事者になっている債権者伊奈道明、同山中真由美、同綱﨑健太、同小倉正について

被保全権利、保全の必要性は先行事件と同じでも、１において縷々述べたとおり、被保全権利に係る主張内容も疎明方法も先行事件と大きく異なるから、上記債権者４名についてもその申立てが訴権の濫用、信義則違反に当たることはあり得ない。しかも、前記のとおり、債権者らにおいて検討WGの最終報告の持つ意義を認識できたのは債権者らが第１事件の抗告審決定を受けた後においてである。

債務者の負担、裁判所の負担の点から考えても、訴権の濫用、信義則違反の主張は当たらない。債権者らの上記主張に対して、債務者は開放基盤表面における６５０ガルという地震動が今までの地震記録に照らして極めて高水準であること又は６５０ガルを超える地震動は起こりえない（少なくとも６５０ガルを超える地震動が起こる現実的可能性は無視しうるほど小さい）ということのいずれかを立証すれば良いだけであり、その負担は大きくないはずである。裁判所においても前記のとおり、観測データという客観的事実を重視する科学的で法律家でも容易にその正当性が検証可能な手法によって、伊方原発の基準地震動が今までの地震記録等に照らしどの程度の水準にあるのかを認定すればよく、仮に低い水準にあるとすれば強震動予測にこの社会的に到底許容できない事実を正当化できるような確固たるものがあるのかどうかを判断すれば良いだけであり、その負担は従前の訴訟に比して格段に小さいと思われる。

債務者は、先行事件及び本件申立て債権者ら代理人である河合弘之弁護士の「宝のような裁判官に当たるまでは仮処分をたくさんうつ必要がある」という言葉（同弁護士が、現実にそのような発言をしたか否かは不明である）

を捉えて本件申立てが濫訴であるかのように印象づけている。確かに、先行事件を含む従前の訴訟、仮処分事件の当事者の主張立証は高度の専門技術訴訟又は複雑困難訴訟と呼ぶにふさわしいものであり、主張書面及び疎明資料の数は膨大であり、そのボリュームの面から見ても、また、判断自体の難度の高さから見ても、当事者双方の主張立証を把握した上で適切な判断を下しうる極めて優れた裁判官に出会うことは困難であり、その意味で宝のような裁判官に当たることを期待せざるを得なかったのである。これが河合弘之弁護士の真意であろう。

しかし、本件の申立ては、ものごとを素直に見る目と通常の経験則を備え、裁判官としての良心に欠けるところのない普通の裁判官であれば、適切な判断に容易にたどり着くことができると債権者らは確信している。宝のような裁判官を求めて多くの仮処分を申し立てる必要もなくなると債権者らは期待している。

以　上